

明治三十二年法律第四十六号

船舶法

第一条

左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス

日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶

日本国民ノ所有ニ属スル船舶

日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其

代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分

ノ二以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル

船舶

前号ニ掲タル法人以外ノ法人ニシテ日本

ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本國

民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

第二条

日本船舶ニ非サレハ日本ノ国旗ヲ掲クル

コトヲ得ス

第三条

日本船舶ニ非サレハ不開港場ニ寄港シ又

ハ日本各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為

スコトヲ得ス但法律若クハ条約ニ別段ノ定アル

トキ、海難若クハ捕獲ヲ避ケントスルトキ又ハ

国土交通大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此限ニ在

ラズ

第四条

日本船舶ノ所有者ハ日本ニ船籍港ヲ定メ

其船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ船舶ノ総トン数

ノ測度ヲ申請スルコトヲ要ス

船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ他ノ管海官庁ニ

船舶ノ総トン数ノ測度ヲ申請スルコトヲ得

ヲ得

第五条

日本船舶ノ所有者ハ登記ヲ為シタル後船

籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ備ヘタル船舶原簿ニ

登録ヲ為スコトヲ要ス

第六条

日本船舶ニ定メタル登録ヲ為シタルトキハ管

海官庁ハ船舶国籍証書ヲ交付スルコトヲ要ス

第七条

日本船舶ノ所有者ハ国土交通大臣ノ定ム

メタルノ二種類の登録ヲ得

船舶原簿ニ記載シタル事項ニ变更ヲ生シタルトキハ

船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間に内

二之ヲ準用ス

第十一条

登録シタル事項ニ变更ヲ生シタルトキハ

船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間に内

二之ヲ準用ス

第十二条

船舶国籍証書ヲ申請スルコトヲ要ス

船舶原簿ニ記載シタル事項ニ变更ヲ生シタルトキハ

船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間に内

二之ヲ準用ス

第十三条

船舶国籍証書ヲ交付スルコトヲ要ス

船舶原簿ニ記載シタル事項ニ变更ヲ生シタルトキハ

船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間に内

二之ヲ準用ス

第十四条

船舶国籍証書ヲ交付スルコトヲ要ス

船舶原簿ニ記載シタル事項ニ变更ヲ生シタルトキハ

船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間に内

二之ヲ準用ス

第十五条

船舶国籍証書ヲ交付スルコトヲ要ス

船舶原簿ニ記載シタル事項ニ变更ヲ生シタルトキハ

船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間に内

二之ヲ準用ス

定ムル期日マデニ船舶国籍証書ヲ提出スルコトヲ得ザル場合ニ於テ其期日マデニ其船舶ノ所有者ヨリ理由ヲ具シテ申請アリタルトキハ船舶国籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ提出期日ノ延期ヲ認ムルコトヲ得ザル場合亦同ジ

日本船舶

船舶

日本船舶力外国ニ航行スル途中ニ於テ前項ノ事由力生シタルトキハ船長ハ最初ニ到著シタル地ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受ケルコトヲ得前二項ノ規定ニ従ヒテ仮船舶国籍証書ヲ請受

クルコト能ハサルトキハ其後最初ニ到著シタル

トキハ

解消セラレタルトキ又ハ日本ノ国籍ヲ喪失シ若クハ第二十条ニ掲タル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ抹消ノ登録ヲ為シ且還滞ナク船舶国籍証書ニ於テ船舶港ヲ管轄スル管海官庁ハ船舶原簿ニ付職權ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為スコトヲ要ス

船舶

前項ノ命令ニハ必要ナル罰則ヲ設ケルコトヲ得前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ二十万円以下ノ罰金トス

前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ二十万円以下ノ罰金トス

前項ノ命今ニハ必要ナル罰則ヲ設ケルコトヲ得前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ二十万円以下ノ罰金二千五百円以下ノ罰金トス

前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ二十万円以下ノ罰金トス

四条ノ規定ニ違反シタルトキハ船舶所有者ヲ五
十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十七条ノ二 第二十二条、第二十二条ノ二、第二
十三条及ヒ第二十六条ノ規定ハ船長三代ハリテ
検ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ三十万円以
下ノ罰金ニ処ス

第二十九条 船舶所有者ノ代表者、代理人、使用
人其他ノ従業者船舶所有者ノ業務ニ関シ第二十
七条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰ス
ルノ外其船舶所有者ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス

法人ノ代表者又ハ法人若クハ人人ノ代理人、使
用人其他ノ従業者其法人又ハ人人ノ業務ニ関シ第
二十七条ノ二ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為
者ヲ罰スルノ外其法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ
科ス

第三十条及ビ第三十一条 削除

第三十二条 管海官厅ノ事務ハ外国ニ在リテハ日
本ノ領事之ヲ行フ

第三十三条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八
号)ニ定ムルモノノ外領事ノ行フ前項ノ事務三
係ル处分又ハ其不作為ニ付テノ審査請求ニ関シ
必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四条 船舶ノ登記ニ関スル規程ハ勅令ヲ以
テ之ヲ定ム

明治十九年法律第一号登記法中船舶ノ登記ニ
關スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第三十五条 商法第三編ノ規定ハ商行為ヲ為ス目
的ヲ以テセザルモ航海ノ用ニ供スル船舶ニ之ヲ
準用ス但官序又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶ニ付
テハ此限ニ在ラス

商法第七百九十五条及ビ第八百七条ノ規定ハ
商行為ヲ為ス目的ヲ以テセザルモ專ラ湖川、港
湾其他ノ海以外ノ水域ニ於テ航行ノ用ニ供スル
船舶(前項但書ニ規定スル船舶ヲ除外)ニ之ヲ
準用ス此場合ニ於テハ同法第七百九十五条中
「船舶」トアルハ「船舶又ハ船舶法第三十五条
第一項に規定する船舶」ト讀替フルモノトス

第三十六条 明治三年正月二十七日布告商船規
則、同十二年第五号布告同年第十九号布告
同十四年第二十二号布告其他ノ法令ニシテ本法ノ
規定ニ抵触スルモノハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢
止ス

第四十一条 本法ノ施行ニ關スル細則ハ国土交通
大臣之ヲ定ム

附則（昭和一四年四月五日法律第六八号）抄

附 則（昭和一四年四月五日法律第六八
本法施行ノ期日ハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則（昭和二三年一二月一九日法律第一
二一四号）
この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。
附 則（昭和二四年一二月一日法律第二
三七号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三三年四月一五日法律第六
二号）抄
この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。
附 則（昭和三七年九月一五日法律第一
六一号）抄
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
1 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の处分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
2 この法律による改正後の規定は、この附則に請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
3 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができる事ととなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。
4 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。
5 この法律の施行前にされた行政手続の处分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政

不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則（昭和五四年一二月二十五日法律第七〇号）抄

1 （施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

7 この法律の施行の際船舶所有者がその所有する船舶の存否が分明でない期間が三月を超える月末であることを知つてゐる場合においては、第九条の規定による改正後の船舶法第十四条第一項中「其事実ヲ知リタル日」とあるのは「許可、認可等の整理に関する法律（昭和五十四年法律第七十号）ノ施行ノ日」とし、この法律の施行の際船舶所有者がその所有する船舶の存否が分明でない期間が六月以上であることを知つてゐる場合においては、なお従前の例による。

9 この法律（附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第六項又は第七項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年五六日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
(船舶法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に前条の規定により行われた測度若しくは改測の申請若しくは嘱託又は同法第七条の規定により行われた標示は、それぞれ新船舶法第四条若しくは第九条の規定により行われた測度若しくは改測の申請若

2
わされた標示とみなす。
　国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の現存船に関する新船舶法の規定の適用については、この法律の施行後、条約第十七条（1）の規定により条約が効力を生ずる日から起算して十二年を経過する日（その前に特定修繕が行われた船舶又は国際トン数証書の交付を受けた船舶については、当初改測日又は第八条第二項の規定による測度を受ける日のいずれか早い日）までの間ににおいては、新船舶法第四条、第七条、第九条第一項、第二十一条第一項及び第二十一条ノ二中「総トン数」とあるのは、「積量」とする。
　前二項に定めるもののほか、新船舶法の施行に伴い必要となる経過措置は、政令で定める。（罰則に関する経過措置）
第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
附 則（平成五年一月一二日法律第八九号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
附 則（平成六年一一月一一日法律第九七号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第二十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十二条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定によりなお從前の例によるものによる。
(政令への委任)
第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関して必要となる

